

宝塚市定員適正化計画

平成28年（2016年）12月
総務部行政管理室総務課

1 計画の趣旨

本計画は、宝塚市定員管理方針に基づき、平成33年（2021年）4月1日までの定員の適正な管理を行うために策定するものである。

本計画では、今後の必要な組織体制の整備のため、本市の財政状況や人件費に配慮しながら定員の適正化に努めるものとする。

なお、新制度の導入などにより、業務量が増加し、計画数を大幅に増加する場合は、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

2 平成32年度（2020年度）までの見通し

(1) 定年退職者数 127人

(2) 週4日勤務の再任用職員の期間満了 135人（※108人）

※週4日勤務の再任用職員を0.8で換算。以下「再任用定数」という。

(3) 今後の業務量の増減の見通しとしては、業務量の増減が明確ではない不確定要因については、含んでいない。

3 計画の内容

(1) 対象期間

平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）まで
各年度の取組結果の職員数は、翌年の4月1日現在の職員数とする。

(2) 対象職員

ア 上下水道事業及び病院事業の部局を除く部局

イ 常勤職員（正規職員及び週5日勤務の再任用職員）及び週4日勤務の再任用職員

(3) 計画数 +148人

H28年4月1日現在 1,504人 → H33年4月1日現在 1,652人

(4) 内訳

ア 常勤職員の増減 +203人

新規採用 282人-定年退職 127人+新規週5日再任用 116人-週4日に変更再任用 68人

H28年4月1日現在 1,415人 → H33年4月1日現在 1,618人

イ 週4日再任用職員数の増減 △67人

4 職員採用の考え方

(1) 定年退職、普通退職及び週4日勤務の再任用職員期間満了は、原則として正規職員等により補充する。

(2) 消防職員は、消防体制強化のため、増員及び平準化して採用する。

(3) 新規施策導入や組織体制維持、人材育成などのため、財政状況や人件費の状況を踏まえて125人を上限として増員する。

5 定数外職員

次の職員は、定数には含めず、正規職員による代替職員の配置を検討する。

- (1) 他の地方公共団体へ派遣されている職員
- (2) 休職にされている職員
- (3) 育児休業をしている職員
- (4) 自己啓発休業をしている職員
- (5) 配偶者同行休業をしている職員
- (6) 公益的法人に派遣されている職員

6 参考

- (1) 職員数の見通し (各年4月1日現在。単位：人)

	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	H 33
定数職員 ※1	1,504	1,537	1,561	1,590	1,625	1,652
常勤職員 ※2	1,415	1,474	1,502	1,529	1,586	1,618

※1 定数職員は常勤職員数に再任用定数を加えたもの

※2 常勤職員は正規職員数に週5日再任用職員数を加えたもの

- (2) 正規職員の定年退職数 (各年3月31日現在。単位：人)

	H28	H29	H30	H31	H32	計
事務職	13	11	14	20	11	69
技術職	4	2	2	4	2	14
消防職	3	6	1	3	4	17
その他	7	4	3	6	7	27
合計	27	23	20	33	24	127

- (3) 週4日再任用職員の期間満了者数 (各年3月31日現在。単位：人)

	H28	H29	H30	H31	H32	計
事務職	18	16	9	14	16	73
技術職	7	5	3	5	4	24
消防職	1	1	7	4	4	17
その他	6	4	4	4	3	21
合計	32	26	23	27	27	135

- (4) 計画採用予定人数 (各年4月1日現在。単位：人)

	H29	H30	H31	H32	H33	計
定年退職補充 (消防を除く)	24	17	19	30	20	110
再任用期間満了に伴う減員	7	5	5	0	5	22
消防職員の増員及び平準化	5	5	5	5	5	25
その他	25	25	25	25	25	125
合計	61	52	54	60	55	282